

# 教育に関する統計調査の体系

## 学校教育

### 学校基本調査 (基幹統計調査、毎年)

- ・我が国の学校教育に関する最も重要な調査の一つで、全国の全ての学校を対象。昭和23年から実施
- <主な調査項目>
- ・学校数、在学者数、教職員数、学校施設、学校経費、卒業後の進路状況等

### 学校教員統計調査 (基幹統計調査、3年周期)

- ・教員に関する諸施策の検討立案のための基礎資料を作成するための調査。一部標本調査。昭和22年から実施
- <主な調査項目>
- ・学校の教員構成、教員の個人属性・職務態様・異動状況等

### 学校保健統計調査 (基幹統計調査、毎年)

- ・学校保健行政上の基礎資料を作成するための調査。標本調査で、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校に在籍する幼児、児童及び生徒を対象。昭和23年から実施
- <主な調査項目>
- ・幼児・児童・生徒の発育状態、健康状態等

### 子供の学習費調査 (一般統計調査、隔年)

- ・保護者が支出した教育関係経費の実態を捉えることを目的とした標本調査。平成6年から実施
- <主な調査項目>
- ・保護者が支出した学校教育費、学校給食費、学校外活動費、世帯の年間収入等

### 地方教育費調査 (一般統計調査、毎年)

- ・地方公共団体が支出した教育費及び教育行政組織の実態を明らかにすることを目的とした調査。昭和24年から実施
- <主な調査項目>
- ・財源別・支出項目別の学校教育費、社会教育費、教育行政費等

## 社会教育

### 社会教育調査 (基幹統計調査、3年周期)

- ・社会教育行政上の基礎資料を作成するための調査。全数調査。昭和30年から実施
- <主な調査項目>
- ・社会教育関係の施設における職員数、施設・設備の状況、活動の状況等

# 社会教育調査結果の利用状況

## 行政上の施策への利用

### 1 法律の改正に係る検討における利用

- ・社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の改正（平成 25 年 6 月）に係る検討のための資料として「社会教育委員の設置状況」や「公民館運営審議会等の構成」等を利用
- ・社会教育法の改正（平成 20 年 6 月）に係る検討のための資料として「学習人口の現状」や「社会教育主事の配置状況」等を利用
- ・図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）の改正（平成 20 年 6 月）に係る検討のための資料として「図書館数の推移」等を利用 等

### 2 施設の設置基準の改正に係る検討における利用

- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省 告示第 172 号）に係る検討のための資料として「図書館数の推移」等を利用 等
- ・博物館の設置及び運営上の望ましい基準の改正（平成 23 年 12 月 20 日 文部科学省 告示第 165 号）に係る検討のための資料として「博物館数の推移」等を利用 等

### 3 その他

- ・第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）の策定に係る検討のための資料として「図書館の帯出者数」や「学級・講座の開設状況」等を利用
- ・第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（平成 25 年 1 月 25 日）において、「主な社会教育施設の施設数と利用状況」や「社会教育主事の人数及び配置率の推移」等を利用
- ・今後の青少年の体験活動の推進について（答申）（平成 25 年 1 月 21 日）に係る検討のための資料として「公立の青少年教育施設数の推移」を利用
- ・超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会の報告書「長寿社会における生涯学習の在り方について」（平成 24 年 3 月 26 日）の資料として「学級・講座の開設状況」等を利用
- ・劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会の報告書「劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ」（平成 24 年 1 月 13 日）において「設置者別文化会館数」等を利用
- ・文化審議会の資料「文化芸術関連データ集」（平成 23 年度）において「文化関連施設の施設数、職員数、利用者数の推移」等を利用
- ・「体育・スポーツ施設現況調査」報告書（平成 20 年度）において「社会体育施設」及び「民間体育施設」の施設数を利用
- ・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成 20 年 3 月 11 日 閣議決定）において「公立図書館の児童書の貸出冊数」を利用

## 白書等における分析での利用

- ◆ 「子ども・若者白書」 (内閣府)
  - ・ 公立の青少年教育施設数の推移
- ◆ 「文部科学白書」 (文部科学省)
  - ・ 公民館数等の推移
  - ・ 学級・講座の実施状況及び受講者数
  - ・ 図書館数と貸出冊数の推移

**「諮問第6号の答申 平成20年に実施される社会教育調査の計画について」  
(平成20年4月14日府統委第55号)における「今後の課題」**

2 今後の課題

- (1) (略) 生涯学習という広い視座の中で、社会教育に関する統計の整備のために、社会教育の分野における関係主体ごとの収入・費用構造や、施設の利用者側の状況を把握することも必要であることから、生涯学習を支援する社会教育に関する統計調査の在り方を見直し、関連する統計調査間での役割分担も整理した上で、本調査についても所要の改善を行う必要がある。
  
- (2) 学習内容の分類に当たっては、国際比較の可能性も視野に入れて、概念の明確化、重複の整理、簡素化等を行い、より標準的で記入しやすい分類となるよう、次回以降の調査において、今回の調査結果等も踏まえた所要の改正を行う必要がある。

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）（抜粋）

第2 公的統計の整備に関する事項

3 人口・社会、労働関連統計の整備

(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

関係府省は、学校教育関連統計及び社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析するための関連統計について、学校教育を取り巻く環境変化への対応や、教育機能を総合的に把握する観点から、学歴等の教育関連項目の追加などの改善・検討を順次行っている。

一方、学校教育関連統計については、社会問題となっている「いじめ」の実態をよりの確に把握することや、教育費関係の支出の負担感の高まりを背景に学習費をよりの確に把握することが必要である。

また、社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析するための関連統計については、近年の就職ミスマッチなどによる若者の早期離職や未就業等の雇用状況の改善に向けて、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の整備が求められている。

このため、学校教育関連統計については、「いじめ」等の実態を都道府県別に把握する児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における客観的な調査基準の設定等に取り組むとともに、報告者の負担を考慮した上で、子供の学習費調査における調査内容の充実を図る。また、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計については、既存統計調査との連携も含めて、実現に向けて引き続き検討する。さらに、教育委員会が重要な役割を担う社会教育調査（基幹統計調査）については、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果を踏まえつつ、生涯学習という、より広い視野からの統計整備を検討する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 人口・社会、労働関連統計の整備 (3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客観性及び比較可能性を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。	文部科学省	平成26年度から実施する。
	○ 子供の学習費調査について、報告者の負担を考慮した上で、学習費のよりの確な把握に向け、学習費に関連する調査内容等の充実を図る。	文部科学省	平成26年度から実施する。
	○ 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。	文部科学省	平成27年度末までに結論を得る。
	◎ <u>社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。</u>	文部科学省	<u>次期（平成27年度予定）調査の企画時期までに結論を得る。</u>